

令和 5 年 10 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

初コロナ！

皆さんこんにちは。お元気ですか？

私は遂にコロナを患ってしまい、絶不調です。お医者さん曰く、最近のコロナは、一度も罹ったことが無い人が多くかかっているとのこと。また、喉に強烈な痛みが来るとのことで、まさにその通りの病状です…。

そんな状況ですので、真面目な話題を考える意欲がなく、今月は？ 今月も？ くだらない話にお付き合いください。



←この方、誰かわかりますでしょうか？
なんとなく見覚えがありますか？

そうです。私、三上努です。

正確には、三上努を AI が格好良く少しアレンジをした写真です（笑）

LINE の機能で、10 枚くらい自分が写っている写真を送ると、AI がプロのような写真を数枚作ってくれるというサービスで作成しました！

携帯を触っていたらこのサービスが出てきて、じゃあ試しにやってみるかなということで、写真を 10 枚選びました。その後で、このサービスは有料です！との表示！後出しかよ！もう選ぶのに時間費やしちゃったからな～。ということで、しっかりお金も払って、作成させて頂きました。

早速友達に送ったら、「これ誰？」「似てない」「50 近くのオッサンが有料で作るとかキモイ」などなど、厳しいご意見を賜りました（笑）

10 月の税務

- ・個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第 3 期分) **納付期限…10 月中において各自治体の条例で定める日**
- ・8 月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…10 月 31 日(火)
- ・2 月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…10 月 31 日(火)

無料経営相談実施中！！

代表 三上による経営相談をご活用ください！

2023 年 10 月開催スケジュール(要予約)

10 月 2 日(月) 10～12 時

10 月 3 日(火) 13～17 時 / 18～20 時

ご予約電話番号 **0120-974-830**

臨時休業のお知らせ

10 月 5 日(木) ～ 10 月 9 日(月・祝)

10 月 10 日(火) より通常営業致します。
皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、
ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本店
便り

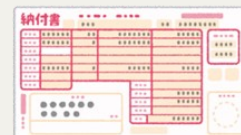
納付書の事前送付が廃止に!?

文責：亀田

国税庁では、令和 7 年度までにキャッシュレス納付割合を 40%とする目標を掲げて各種取引を行っています。これに「手順の効率化」と「行政コスト抑制」の観点を加えた理由に基づき、令和 6 年 5 月以降送付分から、納付書の事前送付を行わないという旨を示しました。

しかし、一概に全ての人に納付書の事前送付を行わないというわけではありません。

- ・ e-Tax により申告書を提出されている法人の方
- ・ e-Tax による申告書の提出が義務化されている法人の方
- ・ e-Tax で「予定納税額の通知書」の通知を希望された個人の方
- ・ 「納付書」を使用しないダイレクト納付やクレジットカード納付などの手段により納付されている法人・個人の方



以上の方が対象となり、納付書が事前送付されません。

弊社と顧問契約をして頂いているお客様は該当する方が多いと考えられます。

事前送付が無ければ、予定納税の時期に納付書が届かないため、納税し忘れへとつながる可能性があります。弊社から予定納税のお知らせを行う予定ではありますが、お忘れにはご注意ください。事前送付を行わない意向については、県・市も追従してくるかもしれません。

これを機にダイレクト納付を検討してみてもいかがでしょうか。

ダイレクト納付は、事前に e-Tax 経由で申請を行った後、口座振替で税金を納付するシステムです。金融機関等へ行く手間を省くことができるのでおすすめです。更に、納付書も不要ですので、納付書の事前送付がない方も取り寄せる必要がありません。

他にも振替納税などの納税方法がございますので、各担当者にご質問下さい。

【参考】国税庁 納付書の事前送付に関するお知らせ

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/oshirase.htm>

経営
情報

インボイス交付免除の取引について

文責：秦

いよいよ 10 月になり、インボイス制度が始まりました。

前回の DR.tax では増刊号として、インボイス制度開始に向けての注意事項等をお伝えしました。今月は、実はインボイスの交付義務が免除されている取引についてご紹介します。

3 万円未満の公共交通機関（船舶、バスまたは鉄道）による旅客の運送（以下「公共交通機関特例」）です。



公共交通機関特例の対象になるかどうかについては、1 回の取引の税込価格が 3 万円未満かどうかで判定します。切符 1 枚ごとや 1 ヶ月まとめた金額で判定することはありません。また、特急料金・急行料金・寝台料金は、旅客の運送に直接的に関わる対価として、公共交通機関特例の対象になります。一方で、入場料金などは旅客の運送に直接的に関わる対価ではないため公共交通機関特例の対象になりません。

その他にもインボイスの交付義務が免除されている取引がございますので、是非ホームページをご覧ください。

【参考】国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-07.pdf>

インター
店
便り

「天国と地獄♪」を聴くと走りたくなりますよね♪

文責：大脇

こんにちは。秋空が気持ちよく澄みわたる好季節となりましたね♪

今年は新型コロナウイルスが 5 類に分類され、4 年ぶりに制限なしの運動会も各校開催されているというニュースも耳にします。

運動会…もう何年前の行事になるのだろうか…。

思い出すのは、地域の一大イベントだったので、「The 競技」よりも、借り物競争やパン食い競争などのわちゃわちゃしたものがあつたなあ、といったところでしょうか。

今やるなら玉入れ競争がやりたいな。代表！ぜひ社内運動会開催の検討を（笑）



さて、10 月といえば「インボイス制度」のスタートが大きく取り上げられていますが、10 月から変わることを調べていくとまだまだたくさんあるんですよ。例えば…

①最低賃金改定

全国加重平均で過去最高の 41 円（4.3%）引き上げとなります。前年度の 961 円に対して今年度は 1,002 円となり、全国平均での時給が初めて 1,000 円を超えることになりました。愛知県は全国 5 位の 986 円から 1027 円となります。

見落としがちな違反パターンとして、

- ・「出来高払いなので関係ないと思っていた」

→NG です。

出来高払いの場合、出来高払いの賃金の総額を、賃金算定期間において出来高払い制で働いた総労働時間数で割った金額が、時間当たりの換算額となります。

- ・「試用期間中は関係ないと思っていた」

→NG です。

試用期間中でも基本的に最低賃金が適用されます。

年齢や入社時期に関係なく最低賃金が適用されているかをご確認ください。

②酒税法改正

2018 年の酒税法改正により、2026 年 10 月までに 3 段階で酒税が変更となります。今回の改定は 2020 年に続く 2 回目となり、最終的には 2026 年に税率が一本化します。

今回の改定では、ビールや発泡酒の価格が変わります。具体的には、ビールの酒税が下がり、新ジャンルの酒税が上がります。

あとがき…

病気や害虫に負けない農業なしの強い稲作りを目指して奮闘中。雀対策にアオゾンでカラスの置物を買いましたが…リアル！！



行楽
日記

昼神温泉&周辺観光

文責：今井

気が付けば夏休みも残り 10 日…どこにも出かけずじまいはマズイ☆ということで、8 月の終わりに昼神温泉&周辺観光へ行ってきました。

今回は、その時に行った「天空の樂園 日本一の星空ツアー」と、「天竜川ラフティング」などについてご紹介します。

ナイトツアー会場は、「富士見台高原ロープウェイ ヘブンスそのはら」。長野県の南端で、岐阜県との県境に接する山間の静かな村、環境省に日本一星空がきれいな村として認定された「阿智村」にあります。

頂上までは、全長 2,500m、高低差 600m、所要時間約 15 分のロープウェイで標高 1,400mの地点までゴンドラに乗って星空遊覧☆シ

私たちが行った日はあいにくの曇り空で、雷雲が通り過ぎてなんとかゴンドラが運行されるような状況…。もし天候が良ければ、ゴンドラの中から素敵な星空が見えたのだろうなあ☆、と思いながら頂上へ。

頂上でも空模様は変わらず真っ暗でしたが、ガイドさんの星空の解説(スクリーンを使って)があったり、森を歩きながら星空を眺められるような遊歩道が整備されていて、それなりに楽しむことができました。

何といっても標高が高いため、真夏にパーカーを着ていても少し寒いぐらいの気温。行かれる際は防寒着をお忘れなく。

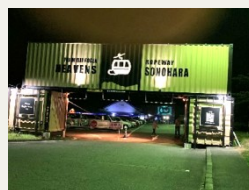
温泉でゆっくりした翌日は朝からラフティングへ。

せっかくやるなら思いっきり楽しもうということで、全行程 3 時間のロングコース 13km を体験してきました。

天候にも恵まれ、流れの穏やかなところでは川へ飛び込んでぶかぶかと浮いて楽しんだり、激しい流れのところではよりパドルを漕いで水しぶきをたくさん浴びたり、全員大はしゃぎであっという間に全行程が終わってしまいました。

お昼にはお蕎麦と五平餅を食べて帰路につきました。

午後 3 時出発、翌日午後 3 時半帰着のほぼ丸 1 日という短い時間でしたが、子どもたちに夏休みの思い出ができて、大人も自然の中でストレス発散ができた良い旅行でした。



三上税理士法人

■本店

〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92
TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039

■春日井インター店

〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108-9
TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771

◆共通メールアドレス mikami@taxer.info